

確認書（内容を確認し該当する項目に☑）

【 共 通 事 項 】	
☐	中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者であって、申請時点において1年以上、足立区内で事業を営む個人事業主または法人である。
☐	【 法 人 】 足立区内に本社があり、本店登記かつ事業実態が同一場所にある。 ※ 足立区内に本店登記がされ、主たる事業所として届出がされている事務所で、かつ実質的に申請者の事業が営まれていること。単に登記があり、形式的に事業が営まれている状態では足りず、会社の概要、ホームページ、名刺、事業の態様（看板・表札）等から総合的に判断し、客観的にみて区内に根付く形で事業活動が行われていることが必要です。
☐	【個人事業主】 区内に主たる事業所があり、個人事業の開業・廃業等届出書と事業実態が同一場所にある。 ※ 個人事業の主たる事業所を足立区内の住所地として届出がされており、かつ実質的に申請者の事業が営まれていること。単に届出をし、形式的に事業が営まれている状態では足りず、ホームページ、名刺、事業の態様（看板・表札）等から総合的に判断し、客観的にみて区内に根付く形で事業活動が行われていることが必要です。
☐	【 法 人 】 法人住民税及び法人事業税 について、滞納していない。 【個人事業主】 住民税及び個人事業税 について、滞納していない。
☐	本社、主たる事業所、事務所がバーチャルオフィスではない。
☐	代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。
☐	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でない
☐	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれらの団体若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人ではない。
☐	足立区内で引き続き事業を営む予定である。
☐	申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、すみやかに助成金の全部または一部を返還します。
【 I S O 認証取得助成金事業 】	
☐	過去にI S Oの同一シリーズで助成金を受けていない。
☐	I S O 認証取得日から1年経過していない。
☐	【事業所単位で認証取得を受ける場合】 区内に当該事業所がある（事業実態があること）。
【 知的財産権認証助成金事業 】	
☐	過去に同一の知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）で助成金を受けていない。
☐	知的財産権の登録証の登録日から1年経過していない。
☐	知的財産権の出願人の名義と助成金の申請者が同一であること。 ※ 法人の場合は、法人名義で出願しているものが対象です（代表者個人が取得したものは対象外です）。
☐	【共同出願による知的財産権で助成を受ける場合】 ① 内容や費用負担割合を明記した契約書等を提出し、その費用負担割合に応じた経費を限度として申請する。 ② 申請内容や①による申請額等について、共同出願者全員の了解の下に行われている。
申請に係る該当する事項に相違がないことを誓約の上、署名します。 年 月 日 屋号または会社名 _____ 登記上の役職名（法人のみ記入） _____ 個人事業主名又は代表取締役名（自署） _____ ※ 自署しない場合にはスタンプ印以外で押印してください。	

